物品売買契約書 （参考例）

　〇〇〇自治会（以下「甲という」）と、〇〇〇会社（以下「乙」という）は、次のとおり物品売買契約（以下「本契約」という）を締結する。

第１条　（取引条件等）

　乙は下記の物品を以下の約定で甲に売り渡し、甲はこれを買い受ける。

　　　件　名：防犯カメラ設置

　　　品　名：〇〇〇〇〇〇

　　　数　量：〇台

　　　金　額：〇〇〇〇円

　　　引渡日：令和〇年〇月〇日

第2条　（納品）

　１．　乙は、個別契約に定められた納期に、商品を甲の指定する場所に納品するものとする。

　２．　乙は、納期前に商品を納入しようとする場合は、事前に甲の承諾を得るものとする。

　３．　乙は、納期に商品を納入できないおそれが生じたときは、直ちにその旨甲に通知するも

のとする。

第3条　（検品）

　１．　乙は、本製品が納入されたときは、遅滞なく受入検査を実施し、納入された本製品が受

入検査に合格したときは、甲に対し、検収の通知を発するものとする。

　２．　受入検査により、品種、数量、品質について個別契約の定めと相違が発見されたときは、

乙は、直ちにその旨甲に通知し、併せてその処理について指示を与えるものとする。

　３．　本製品の納入後○○日以内に、乙が検収の通知または前項に定める通知を発しないと

きは、納入日より〇〇日後に検収合格されたものとのみなす。

第4条　（返品）

　乙は、検品完了後の返品は受付けないものとし、甲はこれに同意する。

第5条　（品質保証）

　１．　乙は、乙に納入する本製品が甲の指示する仕様に合致し、定められた品質、性能を具

備することを保証する。

　２．　乙が甲に納入した本製品に隠れたる瑕疵が発見されたときは、乙は、無償で、瑕疵ある

本製品の修理、代替品の納入、その他甲の求める措置を講ずるものとする。ただし、第3

条で定めた期間を経過したときは、この限りではない。

第6条　（秘密保持）

　１．　甲は本契約に関して知りえた情報を一切他に漏洩させてはならない。

　２．　甲乙間の機密情報、個人情報等の取扱いは、甲乙間で別途締結する秘密情報等保持

契約（ＮＤＡ等名称は問わない）によるものとする。

第7条　（契約解除）

　当事者の一方が本契約の条項に違反したときは、当事者は何らの催告をせず、直ちに本契約を解除し、また被った損害の賠償を請求することができる。

第8条　（第三者の権利侵害）

　甲が本件業務を行うにあたり、第三者との間に紛争が生じた場合は、乙の責任と負担においてこれを解決するものとする。

第9条　（合意管轄）

　本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

第10条　（契約の適用）

　本契約に関し、甲乙間協議の上、締結され、一切の個別契約に適用することとする。但し、個別契約で特別の規定をしたときは、その規定し従うこととする。

第11条　（協議）

　本契約に定めない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

以上、本契約の成立を証するため、本書２通作成し、各自記名捺印の上、各１通を所有する。

令和〇年〇月〇日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　甲：

〇〇〇自治会

自治会長　〇〇　〇〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 千葉県流山市〇〇　〇－〇－〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　乙：

　　 〇〇〇〇株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　 〇〇県〇〇市〇〇　〇－〇－〇

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 代表取締役　〇〇　〇〇